

仙台市地域包括支援センター設置運営法人公募に関するFAQ

仙台市健康福祉局地域包括ケア推進課

※下記のうち、「募集要項」は「仙台市地域包括支援センター設置運営法人募集要項」、「応募書類」は「仙台市地域包括支援センター設置運営法人応募書類」、「考え方及び委託予定業務」は「仙台市の地域包括支援センターに関する考え方及び委託予定業務」を指します。

No.	項目	質 問	回 答
1	応募について	同一法人が複数の圏域に応募することはできますか？	可能です。ただし、同一法人が複数の圏域に応募する場合は、圏域ごとに応募手続きが必要です。（「募集要項」2. 参照）
2	応募について	説明会に参加しないと応募できませんか？	説明会に参加しなくても応募は可能です。ただし、内容理解のため参加することをおすすめします。なお、説明会への参加の有無は、公募における審査・採点に一切影響しません。（「募集要項」6. 参照）
3	応募について	公募に関する質問は、Eメールや電話、FAXで行ってもよいですか？	公募に関するご質問は、せんだいオンライン申請サービスにて受け付けます。仙台オンライン申請サービスのリンク先はホームページ上に公開します。せんだいオンライン申請サービスの利用が難しい場合に限り、メールでの質問を受け付けます。この場合、送信前と送信後に必ず地域包括ケア推進課あてに確認の電話をしてください。（「募集要項」7. (1)参照）
4	審査方法について	面接審査(2次審査)のプレゼンテーションではスライドを使えますか？	プレゼンテーションに関する資料は紙媒体のみとします。資料を使用する場合は、A4判2ページ以内で作成したものを片面印刷し、当日に9部持参してください。（「募集要項」9. ②参照）
5	委託の期間について	委託期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとなっていますが、それ以降については、自動更新と考えてよいですか？	受託者に継続して受託する意向があり、事業評価(業務の評価・監査)の結果等を踏まえ、運営委員会において受託事業者として適格性を有すると判断された場合には、令和10年度以降も引き続き受託できる場合があります。（「募集要項」13. 参照）
6	事業所の設置について	圏域地図で示されている地域境界線に隣接した住所地に事業所を設置することはできますか？	事業所の設置場所は、募集圏域内としてください。なお、設置に際しては、圏域の地理的な中心付近や主要道路沿道、公共交通機関で来所しやすい場所など、住民の来所のしやすさを考慮してください。（「募集要項」15.(1)参照）
7	事業所の設置について	運営を予定する事業所は、応募の時点で決定していなければなりませんか？もしくは、選定後に事業所の設置場所を決定してもよいですか？	応募時に事業所が未定である場合、事業所計画書(様式第6号)は必ずしも提出を求めるものではありません。ただし、応募書類の審査においては、事業所計画の有無も考慮します。（「応募書類」3.(2)①参照）
8	事業所の設置について	事業所を市街化調整区域に設置することはできますか？	市街化調整区域では、建築物の建築や用途変更が原則禁止されており、市街化調整区域内で建築物の新築、改築及び用途の変更を行う際は、一部の例外を除き、市長の許可を受けなければなりません。 市街化調整区域内での建築行為に関する相談については、本市のホームページ(https://www.city.sendai.jp/shinsashidodaichi/jigyosha/taisaku/kaihatsumachi/kaihatsumachi/0114.html)をご確認ください。 なお、市街化調整区域の地図情報は「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(https://www.city.sendai.jp/toshikekakuchosei/kurashi/machi/kaihatsumachi/toshikekaku/service.html)でご確認いただけます。
9	選定後について	選定後の準備や引継ぎの費用はどうなりますか？	準備行為及び引継ぎに要した費用は、選定された法人の負担となります。（「募集要項」11. (1)参照）

仙台市地域包括支援センター設置運営法人公募に関するFAQ

仙台市健康福祉局地域包括ケア推進課

※下記のうち、「募集要項」は「仙台市地域包括支援センター設置運営法人募集要項」、「応募書類」は「仙台市地域包括支援センター設置運営法人応募書類」、「考え方及び委託予定業務」は「仙台市の地域包括支援センターに関する考え方及び委託予定業務」を指します。

No.	項目	質 問	回 答
10	職員配置について	センターに配置する必要がある職員は何人ですか？また、最低限配置が必要な人数の他に、追加で職員を置くことはできますか？	保健師等1人、社会福祉士等1人、主任介護支援専門員等1人、機能強化専任職員1人の計4人を最低限配置する必要があります。（「考え方及び委託予定業務」2.（4）参照） また、最低限配置が必要な人数に加え、加配職員を配置できる場合があります。加配職員を配置した場合は、その人数に応じて委託料が加算されます。（仮称）高砂圏域及び（仮称）長町圏域については、基本配置人数が3名であるため、加配職員を1名以上配置した場合、実績に応じて体制整備に係る経費が加算されます。（「考え方及び委託予定業務」4.（3）⑦参照）